

「小児かかりつけ」診療料制度について

当院では「**小児かかりつけ**」診療料の算定(登録)が可能です。日本は国民皆保険かついつでも好きな時に自由に受診先を決められる世界でもまれな国ですが、一方でドクターショッピングという言葉もあるように、下手をすると治療方針が定まらなかったり、無用なお薬が処方されたりで、子どもたちにデメリットが生じることもあります。「**受診するときはひとまずここに**」という「**かかりつけ**」を決めておくことで健康管理の方針を統一し、ついでに無駄な医療費もなくなればという趣旨で始まったのがこの制度で、当院独自のものではなく国の制度です。もちろん**保険診療**ですから**丸福**の適用内です。当院が強制するものではなく、あくまでご希望の方のみが、書面説明と同意を済ませたうえで利用を開始する制度ですので、ご希望の方は以下をよくお読み頂いた上でお申し出ください。

1. 登録条件 以下を全てクリアする必要があります。

- ✓ **6歳未満**であること
- ✓ **本日保険診療にお越しで、過去3回の来院歴※**があること

※予防接種や健診なども含めて構いません

2. 受けられるサービス

- ✦ 発熱などの急病時の対応方法やアトピー・喘息などの慢性疾患管理についての指導
- ✦ 通院中の全ての医療機関を把握したうえでの療養指導
- ✦ 健診結果の把握と発達段階に応じた健康相談
- ✦ 予防接種のスケジュール管理や有効性・安全性に関する情報提供
- ✦ 発達障害に関するご相談（必要に応じて専門施設へのご紹介）
- ✦ 育児に関する不安のご相談
- ✦ **医療相談のための専用電話回線**があります。診療時間中はもちろん、診療終了後（深夜を除く）もつながります。

3. 備考

- 他院様を受診できなくなるわけではありませんのでご安心ください。混雑や当院の専門外、緊急疾患、休診などで他院様を受診された場合には、後日その旨教えて頂ければ大丈夫です。ただ、日常的に他院様をご利用頂いている方の登録はお断りします。
- お子様一人につき一つの医療機関のみの登録です。複数登録することはできませんので、他院様に登録を変更された際は必ずお申し出ください(最下段も参照)。
- 全ての問題が電話で解決するとは限りません。（“受診”が必要となることがあります。）
- 外科疾患など明らかな専門外やけいれん・意識障害など緊急事態の電話対応はできません。また、メールやLINEなど通話以外での対応はできません。**緊急時は119番**です！
- 本制度は年長さん（小学校入学前）の3月31日まで利用可能です。
- 兄弟姉妹が既に登録済みでも、ご希望のお子様ごとに登録が必要です。
- 本制度を提供可能な医療機関は、厚生労働省が提供する医療機能情報提供制度(医療情報ネット)で検索可能です。かかりつけをかえたい場合や転居の際などにご活用ください。（“かかりつけをかえる”という内容はお申し出がしづらいかもしれませんが、ご安心ください。我々は全く気にしませんし、お子様方の不利益になるようなこともありません。地域にはたくさんの小児科標榜医療機関があります。皆様にとって最良の選択肢が見つかったのであれば本望です。我々にできることが出てきた際には、遠慮なくまたお声がけください。）